

第Ⅱ編

これまでの検証・評価と 次の10年への課題

第1章 第1次福祉21ビーナスプランの経過概要

第2章 第1次福祉21ビーナスプランの検証

第3章 第2次計画にむけての重点課題

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第1章 第1次福祉21ビーナスプランの経過概要

平成 7 年 (1995)	10 月	上旬	「市長と語る会」で福祉プロジェクトの設置を表明
平成 8 年 (1996)	3 月	19 日	「茅野市の 21 世紀の福祉を創る会」発足 (土橋善三代表幹事ほか 21 人の委員で構成)
	5 月		福祉啓発ビデオ制作開始 (全 3 卷)
平成 9 年 (1997)	2 月	18 日	福祉 21 茅野「第 1 次中間集約」
		23 日	「地域福祉活動計画策定委員会」発足 (会議 13 回)
	4 月	1 日	大橋謙策氏を行政アドバイザー (福祉分野) に委嘱
	8 月	4 日	~20 日 地域福祉活動計画策定のための地域福祉懇談会
		26 日	「障害者計画策定委員会」発足
平成 10 年 (1998)	10 月	13 日	第 1 回やらざあ 100 人衆のつどい
	5 月	30 日	第 2 回拡大事務局会議において「仮称：福祉 21 ビーナスプラン素々案」作成
		~31 日	
	6 月	26 日	福祉 21 茅野中間報告会 (やらざあ 100 人衆を含む)
	8 月	24 日	~9 月 8 日 地域福祉活動計画策定のための地域福祉懇談会
平成 11 年 (1999)	10 月	6 日	第 2 回やらざあ 100 人衆のつどい
		9 日	「介護保険事業計画策定委員会」発足 (会議 7 回)
	2 月	7 日	「地域福祉計画策定委員会」発足 (会議 9 回)
	3 月	25 日	市長に障害者福祉計画 (案) を報告
	5 月	2 日	第 3 回やらざあ 100 人衆のつどい
平成 12 年 (2000)		18 日	茅野市社会福祉協議会会长 (市長) に地域福祉活動計画 (案) を報告
	1 月	6 日	市長に福祉 21 ビーナスプラン (案) を報告
	3 月	9 日	地域福祉審議会において、「福祉 21 ビーナスプラン」、「障害者福祉計画」、「第 2 次老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を諮問、原案どおり答申
	3 月	30 日	
	4 月	1 日	部内機構改革 (5 か所の保健福祉サービスセンターを開設) ※地域福祉元年
平成 13 年 (2001)		8 月	29 日 子ども・家庭支援市民ワーキング発足
	1 月		子ども生活実態アンケート調査
	3 月		茅野市まちづくり市民アンケート
		10 日	第 1 回子どもフォーラム
		14 日	第 11 回市民ワーキング・市長に検討結果を報告
		22 日	「子ども・家庭支援計画策定委員会」発足
	6 月		茅野市の 21 世紀の福祉を創る会 専門部会の再編検討
平成 14 年 (2002)	8 月	6 日	子ども・家庭支援計画策定委員会から市長に第 1 次提言書 (緊急提言) を提出
	9 月	15 日	第 1 回「こども建設委員会」
	11 月	22 日	福祉 21 茅野「福祉バス名称検討委員会」を設置
	1 月	1 日	諫訪中央病院管理者鎌田實氏を茅野市保健医療福祉顧問に委嘱
		15 日	ベルビア 3 F 「0123 広場」オープン

*印のある用語説明は、110 ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第1章 第1次福祉21ビーナスプランの経過概要

	2月	7日	「福祉バス名称検討委員会」で名称を「ビーナちゃん」に決定
		18日	国保ヘルスアップモデル事業（H14～16）
	4月	3日	保健福祉サービスセンター長会議・保健福祉サービスセンター実務責任者会議がスタート
		8日	福祉バス「ビーナちゃん」が専用車3台で全市全面運行開始
		27日	ベルビア2F「CHUKO らんどチノチノ」オープン
	6月	25日	「こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」が地域福祉審議会、教育委員会において答申・決定
	7月	27日	
		18日	「どんぐりプラン（茅野市こども・家庭応援計画）推進ネットワーク委員会」発足
	10月		茅野市高齢者等実態アンケート調査
	11月	5日	福祉21茅野の専門部会として「仮称：地域福祉条例策定検討委員会」を設置
	12月	1日	宮川中河原地籍に「宅老所なごみの家（NPO法人みちくさ）」が開設
平成15年 (2003)	1月	19日	やらざあ100人衆のつどい
	2月	10日	「福祉21ビーナスプランの挑戦（パートナーシップのまちづくりと茅野市地域福祉計画）」を（株）中央法規出版より出版
	2月	14日	「健康づくり計画策定委員会」発足
	3月	17日	「第3期老人保健福祉計画」が地域福祉審議会において答申・決定
	4月	11日	福祉21茅野が長野県知事表彰（福祉のまちづくり賞）受賞
	5月	27日	長野県主催による「地域福祉計画研修会」茅野市で開催
	7月	14日	「パートナーシップのまちづくり基本条例策定委員会」発足
	8月	1日	「茅野市福祉サービス調査委員会条例」公布・施行
		22日	「茅野市福祉サービス調査委員会」設置
	9月	10日	福祉バス「ビーナちゃん」市民・利用者懇談会
	10月		地域における包括的な保険・医療に関するモデル事業（「ビーナちゃんの家庭医制度推進事業」）（H15～17）
	12月	25日	「パートナーシップのまちづくり基本条例」公布・施行
平成16年 (2004)	3月	30日	「茅野市地域福祉推進条例」公布 4月1日施行
	8月	17日	福祉21茅野「小地域福祉活動推進委員会」を設置
	9月	24日	「からだ・こころ・すこやかプラン」が地域福祉審議会において答申・決定
	11月		介護予防市町村モデル事業（低栄養予防・閉じこもり予防）（H16）
平成17年 (2005)	4月	1日	「パートナーシップのまちづくりの第2ステージ」へ ・10地区の出張所が「地区コミュニティセンター」に ・茅野市社会福祉協議会の組織改正により、4つの保健福祉サービスセンターに地域生活支援係員を2名ずつ配置
	6月	7日	福祉21茅野の専門部会として「福祉21ビーナスプラン後期5か年計画策定委員会」を設置
	10月	5日	茅野市が第57回「保健文化賞」を受賞
		21日	「認知症サポートー100万人キャラバンメイト研修」開催
		30日	かかりつけ医推進事業全国フォーラム
	11月	25日	「小地域福祉活動推進委員会」が市長へ提言

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

平成 18 年 (2006)	3 月	27 日	「福祉 21 ビーナスプラン後期 5か年計画」が地域福祉審議会において答申・決定
	4 月	1 日	行財政改革により健康福祉部が新体制になる 地域包括支援センターが 4 保健福祉サービスセンターに開設
	6 月	1 日	「障害者計画策定委員会」発足
		10 日	日本地域福祉学会第 20 回大会で、「第 3 回地域福祉優秀実践賞」を受賞
平成 19 年 (2007)	3 月		「茅野市障害者保健福祉計画」が地域福祉審議会において答申・決定
平成 20 年 (2008)	4 月	28 日	第 4 次茅野市総合計画「茅野市民プラン」策定開始 ・ 8 つの分野別政策会議において検討
	9 月	29 日	「茅野市民プラン」市長決裁により決定 茅野市の 21 世紀の福祉を創る会専門部会の再編について検討開始
平成 21 年 (2009)	3 月	30 日	「第 4 期茅野市高齢者保健福祉計画」が地域福祉審議会において答申・決定
	5 月	9 日	地域福祉行動計画を策定するための事前懇談会
		16 日	新正副代表幹事および福祉 21 茅野の新体制について円卓会議で承認 ・ やらざあ 100 人衆のつどい開催 (小口晋平新代表幹事) ・ 専門部会が新体制により発足 (10 部会)
		25 日	第 1 回第 2 次茅野市こども・家庭応援計画策定委員会
	6 月	5 日	第 1 回食育推進計画策定委員会 食に関する市民アンケート実施
平成 22 年 (2010)	1 月	8 日	「第 2 次福祉 21 ビーナスプラン」「地域福祉行動計画」の策定について、 福祉 21 茅野円卓会議と各地区の地域福祉行動計画策定委員が意見交換会を 実施 (第 1 回)
	3 月	16 日	福祉 21 茅野円卓会議と地区との意見交換会 (第 2 回)
	8 月	6 日	「茅野市食育推進計画」が地域福祉審議会において答申・決定
		20 日	福祉 21 茅野円卓会議と地区との意見交換会 (第 3 回)
	9 月	14 日	「第 2 次茅野市こども・家庭応援計画 (どんぐりプラン)」が地域福祉審議会において答申・決定
平成 23 年 (2011)	1 月	20 日	福祉 21 ビーナスプランパブリックコメント実施 (~ 2 月 21 日)
		21 日	福祉 21 茅野円卓会議と地区との意見交換会 (第 4 回)
	2 月	22 日	地域福祉審議会において福祉 21 ビーナスプラン (素案) を具申
	4 月	4 日	福祉 21 茅野円卓会議と地区との意見交換会 (第 5 回)
		7 日	「福祉 21 ビーナスプラン」が地域福祉審議会において答申・決定

*印のある用語説明は、110 ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第2章 第1次福祉21ビーナスプランの検証

1 基本理念に照らした項目ごとの検証

本章では、福祉21ビーナスプラン後期5カ年計画での検証を踏まえ、第1次プランの計画期間である10か年における施策の取り組み状況を多面的に検証し、10か年の成果とともに一層の充実を図るための今後の課題について、4つの基本理念に照らして9つの項目に整理しました。

基本理念1 一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち

1 「共に生きる」まちづくりに向けた住民参加の進展と、外国籍市民等への支援の必要性

第1次プランの策定や実践過程における様々な取り組みを通じて、市民参画のまちづくりが定着しつつあります。また、行政と市民が一緒に取り組む活動も少しずつ進み、「共に生きるまちづくり」が進展してきました。

○住民参加による地域福祉の推進

4層（地区）や5層（区・自治会）において地域の人々が中心となって具体的に地域福祉を進めていくことができるよう、あらゆる知識や経験を活かせるようなしくみや、例えば障害のある方の市民参加ができる機会をつくることが必要であり、市民の意識の形成・啓発、人材育成、諸会議のメンバー人選などに関する一層の取り組みや創意工夫など、より広範な市民参加に向けた取り組みが必要となります。

○まちづくりに向けた福祉教育の推進

障害のある方々への関心や障害への理解などについては、なお一層の取り組みが必要です。とくに精神障害や発達障害、あるいは認知症といった外見的にわかりにくい障害については、まだ誤解や偏見が残っています。障害の有無や種別に関係なく、様々な人が共に地域で暮らしていくためには、住民が学習を通して正しく理解していただくよう、今まで以上に学校や公民館などの生涯にわたる福祉教育の推進を図り、福祉意識の醸成に取り組んでいくことが求められます。

○外国籍市民等への生活支援

茅野市には、言語や文化の異なる外国籍市民等も数多く定住されています。現在は、市と関係機関の連携や、NPO法人*等の活動により、必要な情報の提供や生活支援が行われています。今後も、さらなる支援や、外国籍市民等が地域で生活していくための「共に暮らせる」まちづくりへ向けて、地域がどのようなかかわりをしていけるのかなどを課題として、行政、関係機関、活動団体や地域の方々と意見交換をしながら、引き続き考えていく必要があります。

基本理念2 生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち

2 保健福祉サービスセンターを中心とした、総合的な保健福祉サービス提供システムの構築によるケアマネジメント*の推進の必要性

第1次プランでは、4つの保健福祉サービス地域（エリア）を設定し、それぞれのエリアに保健福祉サービスセンターを設置し、より身近な場所で保健福祉サービスを提供するシステムを構築しました。その成果として、保健福祉サービスを必要とする方々が、気軽に身近な場所で相談するこ

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

とができるようになったことをはじめとして、ニーズに即した適切なケアマネジメントが実現でき、サービス利用の利便性や迅速性、継続性などが向上してきたといえます。

このことを基本として、今後はさらに介護予防や孤立を防ぎ社会関係や社会参加を豊かにしていく支援（福祉的予防）が求められます。

○保健福祉サービスセンターのケアマネジメント*

保健福祉サービスセンターは、地域の保健福祉サービスの拠点となったことで市民ニーズの把握が容易になってきました。その中で、複数の問題を抱えている家族などが多く見受けられています。

複雑な問題を抱える事例には高度なケアマネジメント*が要求されるため、対応する職員の専門性・技術面の向上だけでなく、職員のスーパービジョン*の体制の整備や職場環境の改善、さらには市役所と茅野市社会福祉協議会と保健福祉サービスセンターそれぞれの役割・機能の明確化や協働のあり方などを考えていくことが必要です。

○茅野市全体のケアマネジメント*力の向上

市や茅野市社会福祉協議会は、保健・医療・福祉に関する機関や地域との密接な連携を構築し、より充実した「個別支援」を図っていくために市内の保健・福祉関係者全体の意識の統一を図り、茅野市全体のケアマネジメント*力のレベルアップを図る必要があります。

また、地域における支えあいのしくみづくりの一翼を担っていくためには、お互いの役割を明確にしたうえで関係者間の共通理解を図っていくとともに、常に市民とキャッチボールをし続けていくしくみが必要不可欠です。

○福祉サービス評価制度の構築

福祉サービスについては平成17年12月から長野県が実施する「福祉サービス第三者評価事業制度」が始まりましたが、質の高いサービスが安定して提供されるためには、茅野市としての独自の評価制度についても検討・実施していく必要があります。

3 一人ひとりのニーズに即した公助・共助・自助の有機的な結びつきの必要性

保健福祉サービスセンターには、行政職員（ソーシャルワーカー*、保健師）だけでなく、茅野市社会福祉協議会の職員（コミュニティソーシャルワーカー*）、医療職や介護・福祉職など地域での自立生活支援に必要な職種が常駐し、多職種チームによる総合的な相談援助体制が確立しました。

また、地域では福祉推進委員や民生児童委員、地区社会福祉協議会など豊富な福祉人材による支え合い活動も活性化しており、個別支援計画（ケアプラン）に基づいたサービス提供と事業者間や地域との連携が深まり、一人ひとりのニーズに適切に応えることが可能になってきています。

○個別支援とまちづくり

公助（公的サービス）と共助（近隣住民の支え合いによるしくみ）を必要に応じて組み合わせ、さらにきめ細やかな個別支援ができるシステムづくりを目指すとともに、地域全体にも目を向け、個々が抱える共通の生活課題を地域全体で共有します。この共有した課題を、地域の市民活動と結びつけていくことで「福祉でまちづくり」が進んでいくことが理想です。

○地域の人材を活かしたネットワーク

9地区7区で策定された「地域福祉行動計画」をもとに、98の区や自治会が福祉推進委員（会）や民生児童委員、ボランティアなどの地域の人材を活かしたネットワークをつくり、見守りや支えあいなどの近隣活動や、保健補導員や地区社会福祉協議会とともに介護予防や福祉的予防に向けた活動を行うことで、公助と自助・共助の連携が一層密接になっていくことを期待しています。

また、保健福祉サービスセンターが主体となって「福祉でまちづくり」に取り組んでいく必要が

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

ありますが、コミュニティソーシャルワーク*の視点に基づいた取り組みを地域で展開し、地区コミュニティ運営協議会の活性化も含めた取り組みを推進する必要があります。

4 分野別施策の充実の必要性

福祉21ビーナスプランにより本市の地域福祉の基本理念が明確になり、その理念のもとで策定された分野別計画、または地域福祉分野の施策を計画の一部に体系化している諸計画との整合性を保ちながら、それぞれの分野で各施策が体系的に充実・推進されつつあります。

今後は、高齢化の進展に伴う認知症高齢者に関する支援体制の充実、住民参加による地域ごとの健康づくりに向けた取り組みの推進、子育て家庭が抱える問題を迅速につなげ解決に導く総合相談窓口の充実と福祉・教育のネットワーク強化に取り組んでいく必要があります。

○高齢者分野

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」に基づき、施策が展開されています。平成18年4月には保健福祉サービスセンターに機能を溶け込ませる形で地域包括支援センター*を設置しました。保健福祉サービスセンターの目指す総合相談支援は、包括支援に深い結びつきがあるため、地域支援事業についても各エリアを単位としたきめ細かい対応が可能です。ただし介護保険事業計画は広域にわたるものため、周辺市町村との調整が必要です。

○障害者分野

この10年間に、障害者に関する制度は大きく変化しました。平成18年には障害者自立支援法が施行され、障害者の福祉サービスの提供者を市町村に一元化するなど、障害者の自立支援を目的とするサービス提供の仕組みが大きく変わりました。茅野市では障害者基本に基づく総合的な障害者施策に障害福祉計画の内容や保健の視点も含んだ、「茅野市障害者保健福祉計画」を策定し、障害者自立支援システムの構築などを推進しています。

○健康づくり

健康づくりに関しては、「からだ・こころ・すこやかプラン（茅野市健康づくり計画）」に基づき、保健福祉サービスセンターを中心とする保健活動、また医師会の健康教育活動への積極的参加、保健補導員の諸活動、さらには各区で展開している各種のサロンなどの住民参加型の健康づくりに関する取り組みが進展してきています。

○子育て・教育

茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）が推進してきた「安心して子を産みそだてることができるまちづくり」における子育て家庭や子どもたちへの相談・支援体制の整備は必要となる地域課題です。子どもの安全と安心を守ること、またすべての子どもが茅野市で健やかに育まれるように、福祉と教育が今までよりも強い連携を図っていく必要があります。

基本理念3 ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち

5 子どもたちを中心とするふれあい、学びあいの進展の重要性

市内の各学校では、総合的な学習の時間の導入以降、福祉教育や地域や地域の人と交流する活動が盛んに行われるようになってきました。福祉教育を通じた、子どもを中心とするふれあい、学びあい、支えあいが進展してきています。今後は、福祉の心を育んできている子どもたちと、地域や大人たちが協力し合い地域福祉の推進につなげていくことが大切です。

* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

○子どもたちへの福祉教育の推進

茅野市社会福祉協議会を中心とした、子どもに対する福祉教育は実績を重ねてきており、施設においても児童の訪問来所を通じてふれあう機会をつくる活動などが増加しています。このように、子どもたちのなかに福祉という言葉は具体的に浸透しつつあります。今後も、次世代を担う子どもの健全育成や福祉のこころの育成に向けて継続して取り組んでいく必要があります。

○福祉教育を推進する機関の設置

地域や大人たちのなかでのふれあい、学びあいの活動や、福祉意識の醸成はまだ十分とは言えず、福祉意識の啓発を促し、偏見・差別意識を払拭していくための取り組みには大きな課題があります。その上で、福祉教育を体系的継続的に推進していくための機関の必要性が高まっており、教育委員会と連携した福祉教育、生涯学習を推進する機関の設置は、第1次プランからの課題でもあります。

○地域の活動を通じた福祉教育

生涯学習の基盤である公民館活動に地域福祉の視点を取り入れ、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人たちなど、さまざまな人が参加しやすいような配慮をしながら活性化を図ることも大切です。地域の日常的な活動のなかで福祉のこころを学ぶことが何よりも大切になっていきます。

さらには、支えあい、共に生きるまちづくりに向けて、市民の暮らしに最も身近な公民館分館（5層）における取り組み体制や基盤の確立、ひいては新しいコミュニティ形成などの一層の充実が求められます。

基本理念4 すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

6 保健・医療・福祉及び生涯学習との連携・一体化の進展の必要性

保健福祉サービスセンターができたことで、市内の民間事業者を含むチームによるケアマネジメント*の実践を積み重ね、保健・医療・福祉の連携や一体化は進展してきました。とりわけ、医療を含めたチームアプローチ*が実践の標準となり、それぞれのスタッフが対等な関係で発言し協議できる状態が構築できたことは、望ましいチームアプローチ*を実現しています。

一方、保健・医療・福祉の連携・進展からすると生涯学習との連携は比較的進んでいません。

今後は、生涯学習との連携の強化に向け、府内の各部署をつないでいく推進体制づくりが求められています。

4つの基本理念に共通する事項

7 保健福祉の情報化の必要性

保健福祉サービスの充実や地域福祉活動を通じたまちづくり活動などの充実・向上に向けては、各種の保健福祉情報が体系的総合的に収集・把握し、「必要とする人」が、「必要とする情報」を、「必要な時」に入手できる体制づくりや機能の強化が今後の課題となります。

○保健福祉サービスセンターでの情報管理

保健福祉サービスセンターにおいても、例えば新しい民間事業者の把握、ボランタリー（自発的）な市民活動の情報を的確に把握するなどの体制は十分ではありません。

また、医療に対する情報や相談へのニーズも寄せられており、特に障害のある市民がどこの医療機関にかかったらよいかわからないなど、医療機関での窓口情報の不十分さも指摘されています。

このような医療情報・医療相談などとも合わせた、保健福祉サービスセンターの情報管理システ

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

ムについて検討する必要があります。

○生涯にわたる一貫した情報管理

ひとりの人を生涯にわたり継続的・一貫的な支援をしていくためには、各機関が管理している個人情報を有効かつ効率的に集積し、プライバシーへの配慮をしながら必要な機関につなげていくことが必要です。こうした意味では、「どんぐりカード（44頁参照）」などの導入は急務であるとともに、今後予測される情報管理への対応やシステム構築の検討も必要です。

○情報のバリアフリー

地域の生活情報などをきめ細かく発信していくことも求められています。特に、自分からは積極的に情報収集が出来ない人の場合、生活に密着した情報ニーズが高くなりますし、情報形態についても受け取り手に配慮する必要があります。年代、障害、言語、情報機器の活用度などのバリアを取り除いた情報化のあり方を、保健福祉だけではなく市全体で検討していく必要があります。

8 各種調査・研究に基づく科学的・実証的な施策の推進（合理的根拠に基づく施策の改善・向上の追求の必要性）

平成12年から平成21年までの10年間に、茅野市や茅野市社会福祉協議会では、各種調査及び研究を実施してきました。こうした調査研究を通じて、保健福祉施策や取り組みの前提となる市民の福祉意識や各種の実態について、科学的・実証的な把握に努め、多角的に分析を行い、こうした検討成果を各種施策に反映させてきました。そのような点で、合理的根拠に基づく施策の改善・実施という質的な向上が図られているといえます。今後もこうした科学的な施策の推進を図るとともに、その方法についても、アンケート調査などの統計的手法だけでなく、個別の当事者ヒアリングなどの質的な調査や住民懇談会・事例検討会による福祉の推進主体形成につながるような手法の導入が必要となります。

9 パートナーシップのまちづくり基本条例と地域福祉推進条例

福祉21ビーナスプランや各分野別計画を着実・具体的に進めていくために、その担保となる条例制定が、第1次プランに提言されています。

茅野市は、「パートナーシップのまちづくり」を総括し、今後のまちづくりを約束するものとして「茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例」を平成15年12月に制定しました。

この条例制定に続いて、地域福祉の推進に関する基本的な事項や保健・医療・福祉の連携一体化を盛り込んだ「茅野市地域福祉推進条例」を平成16年3月に制定しました。

いずれの条例も、茅野市のまちづくりを実践してきた多くの市民によって検討され、特に「茅野市地域福祉推進条例」では、市民との協働により高齢者、障害者、こども・家庭等の保健福祉サービスの充実に努めることや、保健福祉サービスの提供体制の確立、福祉意識の醸成、「地域福祉審議会」や「福祉サービス調査委員会」の設置について規定しています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

■ワンポイント「生涯にわたって」

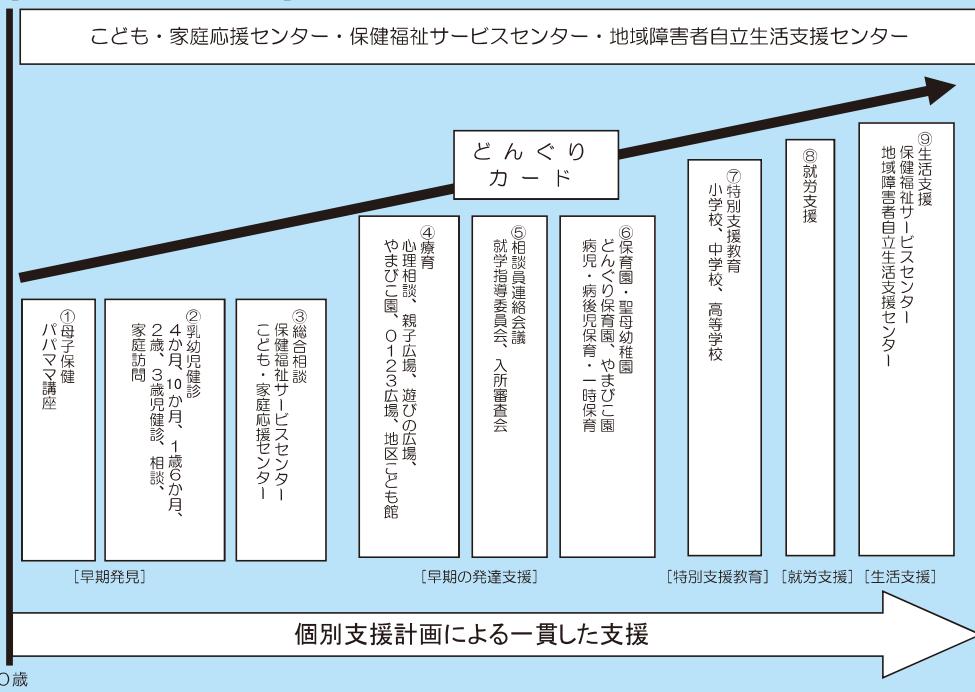
障害児の保護者からは、子どもの成長に合わせて、その都度相談の窓口が変わり、また担当者が変わることに対して、大きな不安と負担感をもっていることが訴えられました。

母子健診の段階から療育、保育、教育、福祉へと本当にたくさんの窓口と担当者に関わることになります。そしてその都度、一からすべて説明を求められ、その上担当者は今のお先の相談には応じてもらえて、少し長い将来のことになるとなかなか話を聞いてもらえないこともあります。

「子どもは日々変化していきますが、その成長を保護者と一緒に見守ってもらえる、また、いつも相談ができる仕組みがあったら安心です」という声に少しでも応えていきたいと考えています。

「こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」では、支援を必要としたときに子どもと家庭で有効的に活用できる方法の検討を進め、継続的な支援の充実を目指しています。

【どんぐりカードのイメージ】



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

2 茅野市の保健福祉の動向

項目	平成12年	平成16年	平成21年	備考
①人口（住民基本台帳）	54,527人	56,366人	57,104人	各年4月1日現在
保健福祉サービスセンターエリア別人口				
東部保健福祉サービスセンターエリア	16,549人	17,673人	18,561人	
西部保健福祉サービスセンターエリア	14,550人	14,691人	14,586人	
中部保健福祉サービスセンターエリア	16,719人	17,054人	17,021人	
北部保健福祉サービスセンターエリア	6,709人	6,948人	6,863人	
世帯数	19,448世帯	21,042世帯	22,556世帯	
世帯あたり人員数	2.8人	2.7人	2.5人	
65歳以上人口（老人人口）	9,972人	11,214人	13,610人	
高齢化率	18.20%	19.80%	23.80%	
0歳～14歳人口（年少人口）	8,731人	8,351人	8,392人	
少子化率	15.30%	14.80%	14.70%	
転入	3,587人	3,103人	2,360人	
転出	3,067人	2,755人	2,501人	
出生	575人	583人	527人	
死亡	429人	424人	462人	
ひとり暮らし高齢者（65歳以上）	696人	820人	991人	
②保健福祉行政歳出決算額計	13,668,444千円	14,523,763千円	11,764,005千円	
一般会計民生費	4,052,423千円	5,723,052千円	5,405,172千円	
一般会計衛生費	729,784千円	762,505千円	674,014千円	
国民健康保険特別会計	2,903,053千円	3,582,808千円	4,647,191千円	
老人医療特別会計	3,746,284千円	3,648,494千円	23,347千円	平成19年3月31日まで
後期高齢者医療特別会計	—	—	452,433千円	平成20年4月1日から
寿和寮特別会計	174,916千円	158,851千円	—	H20年4月から 指定管理者へ
ふれあいの里特別会計	414,899千円	414,425千円	397,524千円	
介護保険特別会計	1,647,085千円	—	—	H15年4月から 広域連合が運営
国民健康保険診療所特別会計	—	232,628千円	164,324千円	H13年4月1日から
③保健福祉部の組織 (外部施設は除く)	8課11係74人	8課12係93人	8課13係93人	
④保健福祉に関する計画	7	7	7	
地域福祉計画	○	○	○	
老人保健福祉計画	○	○	○	
障害者保健福祉計画	○	○	○	
介護保険事業計画	○	○	○	

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

項目	平成12年	平成16年	平成21年	備考
こども・家庭応援計画	×	○	○	2010年 第2次プラン策定
母子保健計画	○	×	×	
健康増進栄養改善計画	○	×	×	
健康づくり計画	×	○	○	
食育推進計画	×	×	×	2010年策定
地域福祉活動計画	○	○	○	
⑤市内施設状況				
保健福祉サービスセンター	5か所	5か所	4か所	茅野市直営
地域包括支援センター (H17まで在宅介護支援センター)	4か所	4か所	4か所	茅野市直営
リバーサイドクリニック	一	1か所	1か所	国保直診
健康管理センター	1施設	1施設	1施設	茅野市直営
老人福祉センター塩壺の湯	1施設	1施設	1施設	茅野市直営
茅野市温泉施設	5施設	6施設	6施設	
救護施設 ハケ岳寮	1施設 124人	1施設 124人	1施設 124人	諏訪広域連合
養護老人ホーム 寿和寮	1施設 70人	1施設 70人	1施設 70人	指定管理者制度
介護保険法および老人福祉法に基づく施設				
特別養護老人ホーム	1施設 74人	3施設 146人	3施設 216人	市直営は ふれあいの里
介護老人保健施設	2施設 100人	2施設 150人	2施設 150人	
介護療養型医療施設	2施設 38人	2施設 38人	2施設 38人	
デイサービスセンター	2施設 33人	6施設 53人	13施設 213人	市直営は ふれあいの里
デイケアセンター	3施設 104人	3施設 104人	3施設 104人	
ショートステイ(介護・医療)	3施設 77人	3施設 77人	8施設 144人	市直営は ふれあいの里
訪問看護ステーション	4施設	4施設	3施設	
訪問介護ステーション	3施設	5施設	11施設	
認知症グループホーム	一	一	3施設 45人	
有料老人ホーム	一	一	5施設 256室	
障害者自立支援法に基づく施設				
グループホーム・ケアホーム	一		3施設 15人	
ショートステイ	一	一	2施設 10人	
生活介護	一	一	1施設 15人	
就労移行支援	一	一	一	
地域活動支援センター	一	一	2施設 45人	
旧法による入所・通所施設		2施設 95人	2施設 95人	
心身障害児母子通園訓練所 やまびこ園	1施設	1施設	1施設 58人	茅野市直営

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第2章 第1次福祉21ビーナスプランの検証

項目	平成12年	平成16年	平成21年	備考
保育所	17園1,523人	17園1,708人	18園1,725人	1園は民間
幼稚園	1園174人	1園156人	1園155人	
小学校	9校3,266人	9校3,218人	9校3,423人	
中学校	4校1,826人	4校1,607人	4校1,603人	
高校	2校1,665人	2校1,322人	2校1,136人	
福祉バス	1台4路線	3台13路線	3台13路線	
学童クラブ	4か所125人	10か所323人	10か所445人	
養護学童クラブ	—	1か所	1か所	
こども館	—	1か所	1か所	
地区こども館	—	10か所	10か所	
⑥国民健康保険加入者世帯数	8,247世帯	9,885世帯	8,363世帯	
国民健康保険加入率	41.9%	47.0%	37.1%	
⑦福祉医療：給付（各月合計）				
老人医療受給件数	13,566件	35,578件	33,746件	
乳幼児受給件数	15,654件	28,313件	55,737件	
重度心身障害者受給件数	11,052件	20,517件	30,434件	
母子・父子等受給件数	3,853件	7,869件	11,874件	
⑧生活保護受給世帯数（各月合計）	778世帯	1,431世帯	1,485世帯	
生活保護費	120,775千円	221,161千円	252,820千円	
⑨障害者手帳所持者	1,735人	1,995人	2,464人	
身体障害者手帳所持者	1,495人	1,627人	1,881人	
療育手帳所持者	240人	244人	272人	
精神保健福祉手帳所持者	—	124人	311人	
⑩ボランティア団体数	92団体	106団体	132団体	
ボランティア人数	4,714人	5,157人	4,644人	
いきいきサロン実施か所数	59か所80回	74か所347回	82か所443回	
公民館分館数	84	80	80	
高齢者クラブ連合会加入数	70単位クラブ	65単位クラブ	50単位クラブ	
高齢者クラブ連合会加入数	8,842人	8,967人	7,479人	
⑪市議会議員の数	23人	23人	18人	
男	20人	19人	19人	
女	3人	4人	4人	
⑫民生児童委員の数	113人	121人	121人	
男	60人	70人	70人	
女	53人	51人	51人	
⑬医療機関の数				
病院	1	1	1	
診療所	37	37	37	
歯科診療所	18	21	22	
⑭就業率	66.5%	62.7%	—	
※就業率は国税調査による数字。2004年の欄の数字は、2005年の国税調査による数字				

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

項目	平成 12 年	平成 16 年	平成 21 年	備考
⑯茅野市内住宅建築申請件数	272 件	265 件	183 件	
⑰介護保険				
費用	1,673,838 千円	2,563,733 千円	3,069,548 千円	
認定者数	1,036 人	1,563 人	1,918 人	
要支援（改正前）	118 人	177 人		
要支援 1			151 人	
要支援 2			238 人	
要介護 1	309 人	517 人	379 人	
要介護 2	165 人	231 人	379 人	
要介護 3	138 人	202 人	282 人	
要介護 4	158 人	195 人	273 人	
要介護 5	148 人	170 人	216 人	
⑱高齢者大学				
本学	14 日 179 名	14 日 161 名	14 日 185 名	
地区学部（泉野、金沢、湖東、北山）	4 学部 138 名	4 学部 151 名	4 学部 133 名	
⑲出生率 ※1				
茅野市	10.2‰	10.3‰	9.22‰	
長野県	9.7‰	8.9‰	8.1‰	
国	9.5‰	8.8‰	8.5‰	
⑳合計特殊出生率 ※2				
長野県	1.59 人	1.44 人	1.43 人	
国	1.36 人	1.29 人	1.37 人	
㉑外国人登録	1,134 人	1,180 人	936 人	

※1 その年次の 1,000 人中に生まれた子どもの数

一人当たり国保医療費の推移

単位：円

	12年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	340,982	367,720	386,443	389,547	407,308	281,761	286,786
長野県	318,655	347,384	354,412	364,892	385,926	265,259	269,902
茅野市	290,663	297,672	304,944	316,343	332,838	242,475	244,522

一人当たり老人医療費の推移

単位：円

	12年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国	757,866	780,206	821,408	832,373	869,604	-----	-----
長野県	594,213	634,990	672,853	687,128	715,564	-----	-----
茅野市	555,287	559,580	578,174	598,785	634,395	-----	-----

※2 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計した値で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数

*印のある用語説明は、110 ページからの「用語の説明」に掲載しております。

3 各分野別計画の重要事項

福祉21ビーナスプランと整合した各分野別計画は、それぞれの計画期間を経た検証に基づいて課題整理をしながら順次見直し、変化していく社会情勢や国の制度に合わせ、市民と協働しながら計画を策定してきました。

第1次プランの計画期間の中では分野別計画の構成にも変化がありました。

平成16年には、「母子保健計画」と「健康増進栄養改善計画」を統合し、茅野市の「健康づくり」の指針となる「からだ・こころ・すこやかプラン（茅野市健康づくり計画）」を策定しました。

また、平成17年6月には国が「食育基本法」を制定し、平成20年度には長野県も「食育推進計画」を策定したことから、茅野市でも平成22年に新たな分野別計画である「茅野市食育推進計画（元気もりもり食育プラン）」を策定しました。

以下の各分野別計画では、計画期間を見据えた重要課題や施策を掲げています。第2次プランでは、これらの分野別の課題を包括的に整理し、施策展開へつなげていきます。

◆茅野市高齢者保健福祉計画

第4期茅野市高齢者保健福祉計画は、高齢者実態調査（アンケート）結果と第3期計画の検証を踏まえ、6つの目標に整理しました。

1 健康づくりへの継続的な取り組みと支援

その人らしく暮らし続けるための介護予防を促進する意味からも、健康に関する学習機会を設けるなど一層の健康づくりへの施策、環境整備を目指し、継続的な取り組みのための工夫や支援を目指します。

2 高齢者の生きがい活動、社会参加への取り組みと支援

高齢者の社会参加を活発にするために必要とされる主な取り組みは、生活と仕事を両立させることを基本とした、就労の場や機会をつくり出していくこと、その人の健康状態を勘案しながら日常生活を楽しく過ごせるよう社会参画の場や交流の場を充実させていくことです。また、社会参加や生活範囲の拡大の視点から公共交通機関などの移動手段も検討していきます。

3 介護予防の体系化の取り組みと支援

健康への不安を背景とした健康維持や介護予防への关心・意欲が高いことから、介護状態になることを防ぐ介護予防のみならず、社会的なつながりなど生活全般の状態が低下しないように維持するなど、幅広い意味での「予防」のための条件や環境の整備を図ります。

4 利用者本位の福祉サービスの取り組みと支援

高齢者の生活上の悩みや不安などの相談や介護保険制度を中心とした高齢者への福祉サービスについては、保健福祉サービスセンターを中心にマネジメントを行っており、今後は、この資質向上を図るとともに、地域での高齢者の見守りや相談相手など支え合い活動の推進をしていくことが必要です。

5 権利擁護の取り組みと支援

認知症などで判断能力が低下している高齢者に対する成年後見制度や、高齢者への虐待などの問題に対応した支援体制の見直し、サービス評価、サービスへの苦情解決のシステム化が必要です。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

6 福祉支援の担い手の拡大と定着化に向けた取り組みと支援

誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域ぐるみの見守りネットワークの構築や、元気な高齢者が地域活動に関心を持っていただけるような生涯現役活動の普及が必要です。また、地域での地域福祉を推進するために認知症サポート*の養成や、保健補導員・福祉推進委員・地区社会福祉協議会等への活動支援が必要です。

◆茅野市障害者保健福祉計画

茅野市障害者保健福祉計画は、生活上何らかの障害のある市民の様々なニーズに適切に対応するため、障害がある方がその人らしく自立し、安心して住み続けることができる地域づくりをめざして策定しました。

1 生涯にわたった支援体制の確立

障害の発生時期はそれぞれ異なっています。生涯にわたって安心して生活を営みたいという希望は普遍であり、生涯を通じて安心した生活が営めるよう、一貫して支援することができる総合的支援体制を確立します。

2 地域を基盤とした自立生活の支援

より身近な地域の中で豊かな自立生活を営み、一人ひとりの個性が大切にされ、いきいきと暮らしていくけるよう、パートナーシップのまちづくりの第2ステージの施策展開を図るため、支え合いの「福祉でまちづくり」を推進します。

3 ケアマネジメントシステム*の構築

障害のある人の多様なニーズに対応するため、一人ひとりの障害特性や生活の個人差に合わせた丁寧なケアマネジメント*が、必要とする全ての障害のある人に提供できるよう、保健福祉サービスセンターの体制整備をより充実します。

さらにケアマネジメント*が有効におこなわれているかどうか管理する機能について、各関係機関と連携しながら機能の充実を図ります。

4 自己実現と社会参加の支援

障害のある人が地域社会の中で多様な社会活動に参画し、充実した生活のなかで自己実現を実感できるよう取り組みを進めます。

5 障壁のない、移動しやすい、全ての人に快適なまちづくり

生活環境（建物・交通等）、情報、制度など様々な場面において、障害の有無に関わらず、全ての市民が平等に社会参加と自己実現することができるまちづくりを進め、地域社会に対するアクセスのしやすさ、利用しやすさを追求します。また、障害のある人と健常者がお互いに認め合い理解しあえるよう、心のバリアフリー*に取り組みます。

◆からだ・こころ・すこやかプラン（茅野市健康づくり計画）

茅野市健康づくり計画では、「自分の健康は自分でつくる」「個人に適した食生活や運動等を取り入れた生活」ができるよう社会全体で総合的に支援する環境づくりを進めることができます。そのために、4つの重点分野を中心に、市民の健康的な生活習慣の確立を進めるための施策の積極的な展開を図ります。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

(1) 食生活

食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また日々の生活の質との関連も深いことから、幼少期から食育を通して健康的で主体的な食習慣を形成し、ひとりひとりの食生活の行動変容とともにそれを支援する環境づくりを含めた取り組みをめざします。

(2) 運動

運動は生活習慣病の発症を予防する効果があり、交通手段の発達や生活の利便性の向上から、日常生活で身体を動かすことが減ってきていたため、運動の健康に対する効果について、さらに意識の向上を図り、運動の習慣化をめざします。

(3) 歯科

歯は単にかみくだくためだけのものでなく、全身の健康に影響を与えるものであり、食事や会話を楽しむ等生活の質の確保の基礎となるものです。現在提唱されている「生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごすという8020（ハチマルニイマル）運動」の推進をめざします。

(4) 母子保健

子どもが健やかに成長していく上で、親子共に満足と幸福感に満たされているような心の健康が必要で、子どもに愛情を注いで育児ができるような支援体制をめざします。

◆第2次こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）

茅野市こども・家庭応援計画は、子どもが生まれる前から18歳になるまで、一貫して子どもとその家族の子育て・子育ちを応援していくために、生涯学習や学校教育、また保健・医療・福祉の関連施策を総合的・計画的に推進していくため策定しました。

施策目標1 こどもの成長のために体験の機会の充実を図ります。[学ぶ]

- 1 子どもの居場所づくりへの支援
- 2 地域行事の開催と子どもの参加促進
- 3 体験活動・キャリア教育の場の提供
- 4 子どもと大人とが対等な立場で向き合う場の提供と取り組み支援
- 5 スポーツを身近に楽しむ環境の整備
- 6 ことばと心の育ちを推進する
- 7 基礎的・基本的な知識及び技能の習得とその活用を図る

**施策目標2 問題に対する取り組みとして、助けを必要としている人（家庭）への支援を行います。
[支える]**

- 1 発達障害の早期発見と家庭への支援
- 2 助けを必要としている家庭への支援（ひとり親家庭、経済的な問題を抱えた家庭、外国籍家庭、医療的な支援を必要とする障害児とその家庭等）
- 3 一生涯を通じた安心できる仕組みづくり
- 4 要保護児童（虐待問題等）への対応
- 5 不登校児童・生徒への支援
- 6 こども・家庭応援センターの機能の充実

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

施策目標3 すべての子どもたちへ総合的な支援を行うため、人と人を結ぶ仕組みづくりの推進を図ります。[つなぐ]

- 1 相談窓口の充実
- 2 子どもの健康づくりのための事業（健診・予防接種や教室・講座、食育の推進等）の継続
- 3 保育サービスの充実と継続
- 4 情報教育への取り組み
- 5 命を考える事業（性教育等）の推進
- 6 家事・子育て等の有償支援システムの構築（ファミリー・サポート・センター事業への取り組み）

施策目標4 子どもを取り巻く大人と地域の成長のために、親育ち（地域育ち）への支援を行います。[親育ち]

- 1 保育園・幼稚園・学校と地域との連携
- 2 地区コミュニティセンターを中心とした、交流の場としての施設運用
- 3 子育てを社会全体で支える「しくみづくり」の推進
- 4 子育てを地域で支える環境（気運）を共有する
- 5 親育ちを支える場の提供

◆茅野市食育推進計画（元気もりもり食育プラン）

食育を推進するにあたっては、計画の基本方針に沿って食育の目的を達成するために『ち』『の』『し』の3つの柱を重点目標としました。

『ち』 地域の食文化を大切に守り、伝えます

茅野市の食材や郷土食・行事食が家庭で取り入れられるよう、食文化の伝承と地産地消の促進を進めます。

『の』 望ましい食生活で健康長寿を目指します

健康でいつまでも過ごせる健康長寿となるように、食事による健康づくりを目指すとともに、市民一人ひとりが、望ましい食生活が実践できることを目指します。

『し』 食でコミュニケーションアップを図ります

食卓は、そこでの会話（団らん）から、人と人が関わる力を養うとともに、食への関心を高める場です。食卓から広がる笑顔と楽しい会話を通して、コミュニケーションアップを図ります。

4 地域福祉活動計画の検証と課題

茅野市地域福祉活動計画は、茅野市社会福祉協議会（以下「市社協」）が茅野市の地域福祉を推進していくために、市民が主体的に参加しながら進めていく福祉計画として、また、地域福祉を推進する中核を担う組織としての市社協を充実強化していく方策として策定しました。そして、福祉21ビーナスプランとの整合を図りつつ、平成11年度からの10か年を計画期間として実施してきました。実施にあたっては、前期5か年の総括をもとに必要な軌道修正を行い、基本理念を踏まえ、後期計画では7つの目標を掲げて様々な事業に取り組んできました。ここでは、その7つの目標に照らし合わせた検証と今後の課題を挙げています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

1 地域自立生活支援の促進

保健福祉サービスセンターを拠点とした個別の生活支援では、平成17年から各センターへ職員を1名増員配置し、2名体制により積極的な訪問活動を重ねてきた結果、必要な福祉サービスをスムーズに利用していただくための支援とともに、制度の枠では支えることができないニーズに対する支援を、地域住民の方々と共に行うことができるようになってきました。また、地域福祉活動計画の専門部会である「福祉マンパワー育成・確保・研修部会」の提言に基づき、部会に関わっていただいたみなさんとともに「シャララほっとサービス*」を立ち上げ、ボランティア活動や制度によるサービスでは対応できないニーズを、住民参加によって解決していくしくみを確立しました。今後は、より多様化するニーズにきめ細かく対応できる新たなしくみづくりと、それらをコーディネーター*し、支援していく社会福祉協議会としての専門性がさらに求められます。

地域の福祉活動の支援では、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の役員の方々と議論を重ねるなか、平成18年に地区社協の再構築を行い、地区ごとに特色のある活動が展開されるようになりました。今後は、地区社協や福祉推進委員の方々とそれぞれの地域の福祉課題の共有を丁寧に行い、地区コミュニティセンターと連携して課題解決のための活動を支援していくことが必要です。

2 安全・快適な生活空間づくり

地域福祉活動計画の策定過程で明らかになった課題から、ボランティア活動として行われていた送迎の活動をサービスとして実施するため、行政と協議し障害のある人を対象とした移送サービスを開始しました。また、ひとり暮らし高齢者などを対象として、週1回ボランティアの協力により実施していた配食サービスを、毎日型として事業化しました。

その他、介護保険サービスの対象にはならないが、積極的に外出することができない高齢者の方に社会参加の場を提供し、閉じこもりを予防することを目的に「生きがいデイサービス事業」を創設しました。現在は「介護予防通所事業」として運動のプログラムを取り入れて実施しています。今後も、住民のニーズに柔軟に対応できるサービスの開発に努めていく必要があります。

災害に対しては、災害時要援護者支え合いマップづくりやそのマップを地域の支え合い活動に活用できるような支援をしていくとともに、「災害救援ボランティアセンター設置マニュアル」に基づいた災害救援ボランティアセンターの設置訓練を地域のボランティアの方々と毎年実施し、体制を強化していくことが必要です。

3 福祉教育・ボランティア学習活動の推進

地域の支え合い活動を推進するため、地域住民自らが地域のボランティア活動のリーダーとして活動していただくことを目的に、地区ごとに地区ボランティアコーディネーターを委嘱し、共に地区ボランティア活動の支援を行ってきました。地区ボランティアは、いきいきサロンを中心に、高齢者の昼食会や配食弁当などを地区社協や福祉推進委員と協働で実施しています。

全市的には、時代のニーズに合わせて傾聴、絵手紙、災害救援、男性対象のボランティアスクールなど様々な講座を実施し、受講者を中心としたボランティアグループの立ち上げの支援もしてきました。今後は、こうしたボランティアグループの力と地区ボランティア活動が有機的に連携した地域づくりへの取り組みに対する支援が必要です。

福祉教育の取り組みでは、障害のある方と共に学校へ出向いて、体験を中心としたプログラムを「出前福祉教室」として実施してきました。しかし、継続的なプログラムではなかったため、学校としても単調な取り組みになりがちでした。今後は、各学年に合わせたプログラムの開発をし、継続的な福祉教育が展開できるようにしていくなど、学校と市社協が協働して地域住民とともに福祉教育活動に取り組める環境づくりが必要です。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

4 市民の主体的な福祉活動推進と市民参加

茅野市ボランティア・市民活動センターは、平成3年に市社協が国のボラントピア事業の指定を受けた「ボランティアセンター」として事業を実施してきた経過があり、平成8年には市民の福祉意識とボランティア活動に関するアンケート調査を実施し、「地域福祉活動計画」の策定の必要性を提言しました。それを受け市社協は、多様化するボランティア活動を支援していくために職員体制を強化、平成14年にボランティア・市民活動センターに改称、さらに平成18年にはボランティア活動者のみなさんに参画していただき、「ボランティア・市民活動センター強化プラン」を策定しました。

今後は、市民の福祉意識の醸成とともに、福祉やボランティア活動の情報発信を丁寧に行い、あらゆるボランティア・市民活動がしやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

5 障害のある市民の自立生活支援の充実

知的障害・身体障害者を対象とした市内唯一の福祉作業所として、あすなろセンターを運営しており、通所を希望される方は増加傾向にあります。法制度が目まぐるしく変わる中で、職員の専門性の向上を図り、現在の利用者の方々、将来的に利用が見込まれる方々のニーズに応えられる体制の整備が必要です。

6 在宅支援の充実と連携の推進

市社協は、介護保険制度が施行される以前から、ホームヘルプサービス*や入浴サービスなどの在宅福祉サービスを実施しており、こうした経験を生かして介護保険事業所として、通所・訪問のサービスを提供してきました。

今後はサービス提供の現場から、要介護者やその家族のニーズを丁寧に把握し、制度的なサービスだけでは解決できない課題を、市社協として解決していくための体制づくりが必要です。

7 茅野市社会福祉協議会の基盤整備

市社協は、地域福祉活動計画に基づき「個別支援と地域支援の総合化」を目標に、新規事業も含めて幅広い福祉事業・活動に取り組んできました。その中で、特に制度の枠では支えることができないニーズに応えるための取り組みや、地域のボランティア活動者の育成など、それぞれの部門ごとでは積極的な事業を展開してきました。しかしながら、それらが効果的に連携して、市社協の総合力として発揮できるところまでは到達できていません。

今後は、専門職としての人材育成と職員採用、事業間の連携方策の検討、柔軟な事業展開のための財源確保の方策の検討などを行い、これらを計画的に実行していくことが必要です。

第3章 第2次計画に向けての重点課題

本章では、福祉21ビーナスプランの基本構想に基づき、平成29年度までに地域福祉を推進していくための重点課題について整理します。とくに第1次プランに精力的に取り組んできた総合相談支援システムの定着を図ることを基本にしながら、第1次プランの検証を踏まえ、各分野別計画との整合と併せて新たに生じてきた課題を取り上げます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

1 総合相談支援システム（地域包括ケアシステム）の定着と効果的な運用

福祉21ビーナスプランの基本構想である「保健福祉サービスセンターを拠点とした総合相談支援システム（地域包括ケアシステム*）」を定着させます。そのためには「茅野市におけるケアマネジメント（第Ⅱ編第1章）」について、市内の関係者の共通理解を図ることが必要です。

「総合相談支援」の拠点としての保健福祉サービスセンターが構想どおりに機能するために、利用者との直接的な相談から必要なサービスの提供や、職員の意識向上や専門機関との連携による迅速な支援・問題解決へつなげることなど、保健福祉分野におけるワンストップサービス*をさらに充実していく必要があります。

○生涯にわたる継続的・横断的な支援

福社21ビーナスプランでは生涯にわたる支援体制を見据えた総合相談支援システムの構築が求められています。このことは単なる理念として捉えるのではなく、特に長期にわたる支援が必要となる人に対して、対症療法的な支援だけにとどまらず、問題を未然に防ぐ体制やライフステージ*に合わせた支援を見通し、安定、継続した対応が出来るようなしくみを整えていく必要があります。

○保健福祉サービスセンターへのバックアップ（後方支援）体制の強化

より効果的な総合相談支援システムを構築するためには、4つの保健福祉サービスセンター間の綿密な連絡調整と、健康福祉部内3課（地域福祉推進課、保健課、こども・家庭支援課）が保健福祉サービスセンター業務をバックアップし、後方支援機能として連携を強化していく必要があります。また、教育行政をはじめとした他部署との横断的な連携も進められなければなりません。

○職員の意識向上

今後は、今まで以上に多問題家族や精神障害者への支援、さらに地域コミュニティとの連携による地域福祉の推進に向けたマネジメントなどが求められてきます。こうしたニーズに応えるためには、職員の専門性を高めていくこと、また職員意識の形骸化を防ぎ、常に市民との意見交換をとおして業務のあり方を見直していくしくみが必要です。

○保健福祉サービスセンターの適正化

保健福祉サービスセンターがより質の高いサービスを実施していくためには、保健福祉サービスセンター運営協議会（※67ページ参照）を有効に機能させるとともに、地域住民とのネットワークの構築による第三者評価や、利用者評価など、客観的な視点を意識していくことが必要です。

上記のほかにも、今後はサービス事業者間の相互評価のしくみなどを検討していく必要があります。そのためには「地域福祉推進条例」に基づく保健福祉サービスの充実を、市民等との協働により推進することが不可欠です。

■ワンポイント「ワンストップサービス」

1か所で、または一度に、多様な相談が出来、複数のサービス利用や手続きが行えること。

保健福祉サービスセンターは、年齢を問わず、保健福祉分野の困りごとについて気軽に相談が出来る場所であり、わかりやすく、一度に手続きが出来る場所として、その存在が市民の生活の中に定着してきています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

2 住民主体の身近な地域福祉活動の計画的推進

保健福祉サービスを提供する2層（市全域）・3層（保健福祉サービス地域）の充実が図られ、この部分に対応する市民参加も活発になりました。今後は、自助・共助を軸として身近な地区（4層）や区・自治会（5層）においての計画的な地域福祉の展開をしていくことが大きな課題です。

このことは、福祉分野だけでなく、環境分野や教育分野でも市民参加を活性化させていくときの共通の課題です。4層・5層の生活圏域は、人間関係も含め、より現実的な問題に直面することもあり、地域の方々の意思を尊重し、また6層（常会、町会、組）や7層（隣組、互助組）などの生活に密着した単位での活動を大切にしながら、この部分にしっかりと地域福祉を定着させていくことが、人と人とのつながりによる自助・共助のしくみづくりを進めることになります。そこに公助（公的サービス）を有機的につなげることで「その人らしく暮らせるまちづくり」への展開が図られていくと考えます。時間はかかると思いますが、これから茅野市のためには、この部分に力を注いでいくことが重要です。

○地域との福祉課題の共有

保健福祉サービスセンターは、各地区的コミュニティ運営協議会やそのなかの保健福祉分野の活動団体と情報交換をするなど地域への関わりを深めながら、地区社会福祉協議会、福祉推進委員らと地域の福祉課題を共有し、協働して解決していくなど、地域福祉を推進する市民力・地域力を高めていきます。

○地域福祉行動計画の推進と支援

各地区（ちの地区では各行政区）では、4層・5層の活性化と地域内分権と住民自治（協働）の再構築を進めることを構想とした「地域福祉行動計画」を策定しました。これは、地域の諸活動の現状と課題を明らかにし、理念や目的を共有化しながら課題解決にむけた方策を検討し、計画的に地域福祉を推進していくこうとするものです。この地域福祉行動計画に基づいて、地域住民どうしで支え合いながら、区・自治会や個人での活動、また6層・7層といった身近な単位での地域福祉活動が活性化し継続していくことなどが期待されています。

そのためには、保健福祉サービスセンターや茅野市社会福祉協議会が主体的に地区コミュニティセンターと連携し、地域福祉行動計画の推進を支援していくことが必要ですが、それだけにとどまらず、パートナーシップのまちづくりの理念に基づいた「地域コミュニティ支援チーム（76ページのイメージ図を参照）」に期待される役割と機能についても検討が必要です。

3 新たな福祉課題の把握と対応（権利擁護、ひきこもり、外国籍市民など）

地域生活で困難な課題を抱えた住民に、個人の権利や生きる尊厳を重視した支援を行うため、福祉関係職員の専門性をより一層向上させる必要があります。

そのうえで、総合相談等から実態を把握し、虐待、消費者被害、対人問題等の課題に対応するために、迅速かつ適切なサービス利用や権利擁護、成年後見制度の活用など、関係機関との連携システムを強化する必要があります。このように、子どもから高齢者まで誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

○認知症高齢者の尊厳を保つために

高齢化に伴って認知症高齢者が増加し、今後は認知症の介護者も高齢者が中心となっていくこと

* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

が推測されます。認知症の人の介護には、日常の身体介護等に関するサービスから権利擁護に関する事業まで、生活全般にわたる幅広い対応が望まれています。

保健・医療・福祉の関係者や地域・団体・企業の人たちが共に考え、認知症の人が尊厳を保ちながら、自分の地域に暮らし続けていかれるような、地域で支えていく基盤づくりが大きな課題となっています。

○ひきこもり対策の検討

支援を必要とするひきこもりは、社会的な活動からの回避（不登校、ニート*、社会交流しないなど）が長期化し、社会生活の再開が著しく困難になってしまった事例などが中心となります。要因は様々ですが、いずれの場合も、精神保健、福祉、医療などからの支援を必要としています。

支援を必要とするひきこもりへの対策については、本人またはその家族の相談や受診をできるだけ早く実現することが重要であるため、ひきこもりに関する市内の相談窓口（市役所、保健福祉サービスセンター、こども・家庭応援センターなど）や専門機関などの情報を広く住民に提供していくことが必要です。また、複数の専門機関（医療機関、保健機関、福祉機関、児童福祉機関、教育機関など）が連携していくネットワークの構築が必要であり、今後は、関係するすべての分野が連携し、あらゆる角度から対策を検討していくことが必要です。

○外国籍市民への支援

茅野市には31カ国936人の外国人登録（平成21年3月31日現在）がされており、多くの外国籍市民が定住しています。この外国籍市民に対し、日常生活に必要な情報提供だけでなく、外国籍市民がその人らしく地域の中で暮らせるように、保健・医療・福祉・教育の相談や支援をどのようにしていくか、また地域でどのようにかかわっていくかはこれから地域福祉にとって大きな課題です。

現在、支援活動を行っている関係機関・NPO*・市民活動等と行政が連携し、今後の展開を考えていく必要があります。さらに、課題となる事態を未然に防ぐための地域の中での見守りや支えあいの体制を構築し、事業所や市民とともに地域のネットワーク活動を促進します。

○子育てへの相談支援体制の整備

核家族化や少子化の進行により、家庭における子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、妊娠・出産や育児への不安・悩みを抱える家庭が増えています。また、夫の子育てへの積極的な関わりや、そのための企業の理解と支援の必要性が指摘されており、今後は子育て家庭の孤立や児童虐待などを防ぐめにも、保健・医療・福祉・教育の各分野においてきめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、これらの分野が連携して、子育てを支援する必要があります。

4 住民参加や健康増進による福祉的予防の推進

平成18年度からの改正介護保険制度では、介護予防が施策化されています。福祉21ビーナスプランでは従来から「予防」の重要性を考慮し、高齢者保健福祉計画では「介護予防・生活支援事業」として位置づけてきました。介護予防は、事業メニューの活用に加えて、保健福祉サービスセンターでの予防マネジメントを展開していく必要があります。さらに「健康増進・健康教育」の推進、身体機能の維持や認知症の予防、とくに認知症高齢者の支援には力を入れていく必要があります。早期発見や進行予防、認知症の理解促進、地域での取り組み、医療・相談機関等の支援体制を整えていく必要があります。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

○住民参加による自助・共助のしくみづくり

茅野市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業などの個別支援を行いながら、公的サービスでは補えない部分を、ボランティア・市民活動団体や近隣の地域住民による見守り・支え合い活動など「共助・自助」のしくみからのサービスとして充実させることで、住民参加によるまちづくりの推進に努めています。

○住民参加活動・サービスの推進

本人の生きがいや社会的役割の創出、社会参加の機会の増大を図るといった「福祉的予防」をあわせて施策化していくことは重要です。

茅野市社会福祉協議会では、高齢化や障害の重度化にともなう「孤立」や「ひきこもり」などを防ぐため本人が楽しく元気な生活を営めるよう楽しく笑いのある潤い豊かな空間を目指して、住民のボランティア活動を中心に地域で開催される「いきいきサロン*」の支援などを行い、住民参加の活動を促進しています。

また住民参加型有償福祉サービスとして「シャララほっとサービス*」を展開しています。これは、ファミリーサポートセンター事業（※109 ページ参照）と同様のしくみであり、今後は、子育て支援なども踏まえたサービスメニューを開発していくなど強化・発展が期待されています。

○地域での安全・安心なまちづくり

市はもとより地域でも安心・安全なまちづくりへの対策を講じていく必要性が高まっています。防災や被災時に近隣住民で連携し、迅速に対応していくことのできる4層（地区）または5層（区・自治会）を主体とした活動はきわめて重要と考えます。災害時にどのように対応していくか、とくに災害弱者といわれる高齢者や障害のある市民、子どもたちや外国籍市民などへの支援、また地域にある福祉施設や医療施設などとの連携も大切です。住民参加による防犯、防災への取り組みは安心、安全の基盤になります。

さらに、災害時以外の日常の中でも、課題となる事態を未然に防ぐための地域の中での見守りや支えあいの体制を構築し、事業所や市民とともに地域のネットワーク活動を促進します。

5 医療、保健、福祉と生涯学習の連携による福祉意識の醸成

福祉21ビーナスプランの策定に関わる各委員会・専門部会での議論に共通する課題として、幼児期から高齢期に至るまでのさまざまな時期に福祉を学び、福祉とふれあうことの必要性が指摘されています。また、認知症やターミナルに対する正しい理解、健康づくりへの意識の高揚などを図るための地域住民への啓発活動の重要性も指摘されています。

○ビーナスプランでの生涯学習活動

茅野市における生涯学習の考え方は、従来からの自己充足学習の面を残しながらも、「学んだ成果を地域に還元し、そのことによってより積極的にまちづくりに参画する」ことを基本に位置付けられ、その延長線上には、明確な目的として「茅野市が市民・民間と行政との協働により築いていく『パートナーシップのまちづくり』」が据えられています。

福祉21ビーナスプランでは、このような新しい手法で展開される生涯学習活動の分野への取り組みも視野に入れた『保健・医療・福祉・生涯学習が連携』する包括計画であり、“みんなで知恵を出し合い、みんなで汗を流す”ことによって『福祉でまちづくり』を進めるための「市民と行政の約束ごと」もあります。

* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

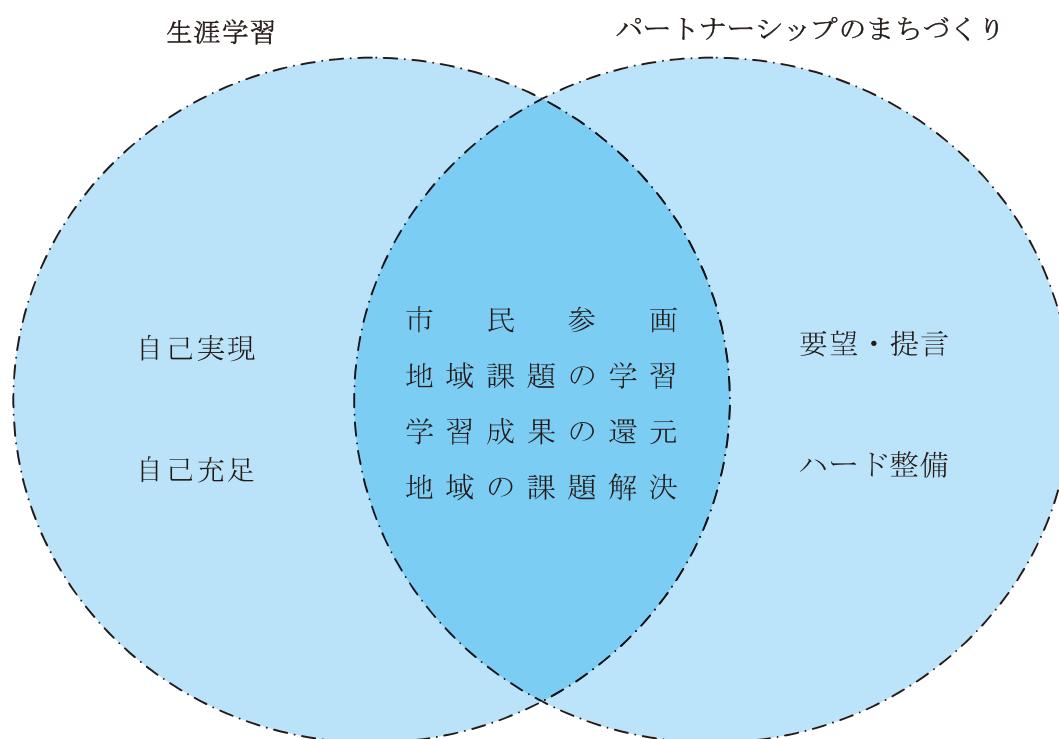
○地域での学習活動や啓発・広報活動の体系化

4層（地区）や5層（区・自治会）での地域福祉を推進していくためには、住民が主体となって活動を推進していくとともに、市民のなかで地域福祉についての意識を高め、活動につながるような学習活動や啓発・広報活動を公民館など地域事業の中に計画的体系的に取り入れていくことが必要です。これを基盤としていくことで、子どものときから福祉教育を生涯学習の視点で体系的に進めていくことが期待されます。

○ボランティア・市民活動センターの活性化

ボランティア・市民活動センターの活性化も重要な課題です。市内のボランティア登録者数が増加し年々活性化してきていることを踏まえ、今後のボランティア・市民活動の展開や活動拠点のあり方、NPO法人*への支援、具体的には中間支援組織のあり方を含めて検討していく必要があります。

【パートナーシップのまちづくりと生涯学習との関係図】



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

「第2次計画に向けての重点課題」と各分野別計画との関連

1 総合相談支援システム（地域包括ケアシステム）の定着と効果的な運用

◆茅野市高齢者保健福祉計画

- 1 健康づくりの課題
- 4 利用者本位の福祉サービスの利用と提供に関する課題
- 5 権利擁護、高齢者の虐待をめぐる課題

◆茅野市障害者保健福祉計画

- 1 生涯にわたった支援体制の確立
- 2 地域を基盤とした自立生活の支援
- 3 ケアマネジメントの構築

◆からだ・こころ・すこやかプラン（茅野市健康づくり計画）

- (1) 食生活
- (2) 運動
- (3) 歯科
- (4) 母子保健

◆第2次こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）

- 施策目標2 問題に対する取り組みとして、助けを必要としている人（家庭）への支援を行います。[支える]
- 施策目標3 すべての子どもたちへ総合的な支援を行うため、人と人を結ぶ仕組みづくりの推進を図ります。[つなぐ]
- 施策目標4 子どもを取り巻く大人と地域の成長のために、親育ち（地域育ち）への支援を行います。[親育ち]

◆茅野市食育推進計画（元気もりもり食育プラン）

『の』 望ましい食生活で健康長寿を目指します

2 住民主体の小地域福祉活動の計画的推進

◆茅野市高齢者保健福祉計画

- 6 福祉支援の担い手の拡大と定着化の推進

◆茅野市障害者保健福祉計画

- 2 地域を基盤とした自立生活の支援

◆第2次こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）

- 施策目標4 子どもを取り巻く大人と地域の成長のために、親育ち（地域育ち）への支援を行います。[親育ち]

◆茅野市食育推進計画（元気もりもり食育プラン）

『ち』 地域の食文化を大切に守り、伝えます

3 新たな福祉課題の把握と対応（権利擁護、ひきこもり、外国籍市民など）

◆茅野市高齢者保健福祉計画

- 4 利用者本位の福祉サービスの利用と提供に関する課題
- 5 権利擁護、高齢者の虐待をめぐる課題

◆茅野市障害者保健福祉計画

- 4 自己実現と社会参加への支援
- 5 障壁のない、移動しやすい、すべての人に快適なまちづくり

◆からだ・こころ・すこやかプラン（茅野市健康づくり計画）

- (4) 母子保健

◆第2次こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）

- 施策目標1 こどもの成長のために体験の機会の充実を図ります。[学ぶ]
- 施策目標2 問題に対する取り組みとして、助けを必要としている人（家庭）への支援を行います。[支える]

* 印のある用語説明は、110 ページからの「用語の説明」に掲載しております。

4 住民参加や健康増進による福祉的予防の増進

◆茅野市高齢者保健福祉計画

- 2 高齢者の生きがい活動、社会参加の課題
- 3 介護予防への意向と課題

◆茅野市障害者保健福祉計画

- 2 地域を基盤とした自立生活の支援
- 5 障壁のない、移動しやすい、すべての人に快適なまちづくり

◆からだ・こころ・すこやかプラン(茅野市健康づくり計画)

- (2) 運動

◆第2次こども・家庭応援計画(どんぐりプラン)

施策目標1 こどもの成長のために体験の機会の充実を図ります。[学ぶ]

◆茅野市食育推進計画(元気もりもり食育プラン)

『の』 望ましい食生活で健康長寿を目指します
『し』 食でコミュニケーションアップを図ります

5 医療、保健、福祉と生涯学習の連携による福祉意識の醸成

◆茅野市高齢者保健福祉計画

- 1 健康づくりの課題
- 6 福祉支援の担い手の拡大と定着化の推進

◆茅野市障害者保健福祉計画

- 2 地域を基盤とした自立生活の支援
- 4 自己実現と社会参加への支援
- 5 障壁のない、移動しやすい、すべての人に快適なまちづくり

◆からだ・こころ・すこやかプラン(茅野市健康づくり計画)

- (1) 食生活
- (3) 歯科

◆第2次こども・家庭応援計画(どんぐりプラン)

施策目標3 すべての子どもたちへ総合的な支援を行うため、人と人を結ぶ仕組みづくりの推進を図ります。[つなぐ]

* 印のある用語説明は、110 ページからの「用語の説明」に掲載しております。